

## 姫路市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の同項及び法第36条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）並びに法第2条第1項第3号に規定する建築物のエネルギー消費性能基準（以下「性能基準」という。）に適合している旨の法第41条第1項の規定に基づく認定（以下「性能基準適合認定」という。）の申請、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第11条の規定に基づくその性能確保計画の変更が省令第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下「性能確保計画軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。）及び第34条の規定に基づくその性能向上計画の変更が省令第26条の軽微な変更（以下「性能向上計画軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める申請、法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項又は同条第8項の規定に基づく建築物の建築に関する届出又は通知（以下「建築の届出等」という。）、その他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（以下「手数料条例」という。）に規定する姫路市長（以下「市長」という。）が工場等として定める建築物は、特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物とする。

### 2 技術的審査適合証

性能向上計画認定又は基準適合認定を受けようとする者は、当該認定の申請を行う前に、当該申請に係る建築物又はその部分が法第35条第1項第1号に定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合すること又は性能基準に適合することについて、登録性能等判定機関（兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（平成28年4月1日制定。（以下「兵庫県適合性判定等要綱」という。）第2条に規定する登録性能等判定機関

をいう。以下同じ。) に対して誘導基準技術的審査適合証(誘導基準に適合するものである旨を証する登録性能等判定機関が作成した書面をいう。以下同じ。)又は性能基準技術的審査適合証(性能基準に適合するものである旨を証する登録性能等判定機関が作成した書面をいう。以下同じ。)の作成に係る申請をしなければならない。

### 3 登録建築物エネルギー消費性能等判定機関による適合性判定の実施

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき、市長は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の適合性判定の全部を行わせるものとする。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、(1)の適合性判定の業務を開始する日は、平成29年4月1日とする。

### 4 所管行政庁が必要と認める図書

- (1) 法第15条によらない場合の適合性判定の申請に係る省令第1条第1項(省令第7条第1項の規定により準用する場合を含む。)に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

ア 添付図書一覧表(様式1)

イ 申請手数料算定表(様式2)

ウ 法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあっては、次に掲げるもの。

(ア) 変更床面積算定表(変更様式1)及び変更床面積算定表の別紙(変更様式2)

(イ) 変更床面積算定に係る求積図((ア)に係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)及び求積表

エ 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあっては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し

オ 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、次に掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)に係る図書に記載されたBEI(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値で除した値。以下同じ。)を増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合にあっては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

(ア) 性能確保計画が性能基準に適合するものであると判定を受けた適合性

判定の申請に係る副本及び当該判定の通知書又はそれらの写し

- (イ) 所管行政庁の受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のある建築の届出等の届出若しくは通知に係る副本又はその写し
- (ウ) 法第35条第1項又は法第36条第2項の規定に基づく性能向上計画の認定を受けた性能向上計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し
- (エ) 法第41条第2項の規定に基づく性能基準に適合している旨の認定を受けた建築物の性能基準適合認定の申請に係る副本及び認定通知書又はそれらの写し
- (オ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項又は第55条第2項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し
- (カ) B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し

カ 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

キ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際（平成28年4月1日）に現に存する建築物であることを確認できる書類の写し

ク その他市長が必要と認める図書

- (2) 建築物の建築に関する届出又は通知に係る省令第12条第1項（省令第14条第1項の規定により準用する場合並びに省令附則第2条第1項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、省令第13条の2第3項（省令附則第2条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）又は省令第14条第3項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。ただし、法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定による届出、法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項の規定による届出及び省令第14条第3項の規定を適用する場合の法第20条第2項の規定による通知（以下「準ずる書面を提出する届出等」という。）に添える図書にあつては、次

のイからオまでにおいて、この限りではない。

ア 添付図書一覧表（様式3）（準ずる書面を提出する届出等にあつては、様式3の1）

イ 住宅であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該住宅の全部又は一部（基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号による場合にあつては、一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）についての共用部分（基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）が外皮基準（基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。以下同じ。）及び基準一次エネルギー消費量基準（同項第2号ロ（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、同項第1号ロ）に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

ウ 複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該複合建築物の一部である住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の全部又は一部が外皮基準及び基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

エ 住宅又は複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該住宅の全部若しくは一部又は当該複合建築物の一部である住宅部分の全部若しくは一部が外皮基準又は基準一次エネルギー消費量基準のいずれかに適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

オ 複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該複合建築物の一部である非住宅部分の全部が基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

カ 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築を行う場合であつて、前項（ア）から（カ）までに掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEIを増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

キ 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIを1.1に設定する場合にあつては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

ク 法附則第3条の適用がある場合にあつては、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際（平成29年4月1日）、基準省令附則第3条又は第4条の規定

の適用がある場合にあつては、基準省令の施工の際（平成28年4月1日）に現に存する建築物であることを確認できる書類の写し

ケ その他市長が必要と認める図書

- (3) 性能向上計画認定の申請に係る省令第23条第1項又は省令第24条の3第2項1号に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるア又はイ及びウからキの書面とする。ただし、ア又はイの書面を添えたものにあつては、省令第23条第1項の表(ろ)項及び(は)項に掲げる図書は不要とする。

ア 誘導基準技術的審査適合証

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合（基準省令の施行の際（平成4年10月1日）現に存する建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合するものに限る。）にあつては、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4（品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-2（2）イ①に規定する設計一次エネルギー消費量が、同イ②に規定する基準一次エネルギー消費量を下回る場合に限る。）、等級5又は等級6に適合している場合）に限る。）の写し

ウ 添付図書一覧表（様式4）

エ 申請手数料算定表（様式5）

オ 基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際（平成28年4月1日）に現に存する建築物であることを確認できる書類

カ 法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更に係る申請の場合にあつては、次に掲げるもの。

(ア) 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）

(イ) 変更床面積算定に係る求積図（(ア)に係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表

キ その他市長が必要と認める図書

- (4) 性能基準適合認定の申請に係る省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるアからオのいずれかの書面及びカからケの書面とする。ただし、アからオのいずれかの書面を添えたものにあつては、省令第23

条第1項の表（ろ）項及び（は）項に掲げる図書は不要とする。

ア 性能基準技術的審査適合証

イ 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

ウ 省令第25条第2項の性能向上計画認定に係る通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

オ 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6に適合している場合（法の施行の際（平成28年4月1日）現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6に適合している場合）に限る。）の写し

カ 添付図書一覧表（様式4）

キ 申請手数料算定表（様式5）

ク 基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際（平成28年4月1日）に現に存する建築物であることを確認できる書類

ケ その他市長が必要と認める図書

## 5 申請の時期

- (1) 性能向上計画認定の申請（法第34条第1項の規定に基づく申請であつて法第34条第3項の規定を適用しようとするものを除く。）は、当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等」という。）の着工前に行わなければならない。

- (2) 性能基準適合認定の申請は、現に存する建築物の所有者が行うことができ、当該申請に係る建築物の新築、増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の改修（いずれもエネルギー消費性能に影響を及ぼさないものを除く。）の工事中に行ってはならない。

## 6 申請に係る図書の提出

- (1) 性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式7による申請書の正本1通及び副本1通に、省令第2条第1項に規定する図書及び4(1)に規定する図書を市長に提出しなければならない。この場合、4(1)オにおいて「法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請」とあるのは、「性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。
- (2) 性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式8による申請書の正本1通及び副本1通に、省令第27条第1項に規定する図書及び4(3)に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。この場合、4(3)カにおいて「法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更に係る申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。

## 7 変更床面積の算定他

- (1) 姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号。以下「手数料条例」という。）第2条第79号及び第82号に係る変更しようとする部分の床面積並びに同条第80号及び第83号に係る変更した部分の床面積のうち、非住宅部分の床面積は、次に掲げるア及びイの面積の合計とする。
- ア 評価方法、建築物の面積の増減等の変更にあつては、次に掲げる（ア）から（エ）の変更の区分に応じた面積の合計とする。
- （ア） 評価方法（既存部分のB E Iを1.1又は1.2とする評価方法を含む。）の変更にあつては、評価方法を変更する部分（計算対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積
- （イ） 評価に使用するモデルの変更（集会所モデルにおける「計算対象室用途」の変更を含む。）にあつては、評価に使用するモデルを変更する部分（計算対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積
- （ウ） 建築物の非住宅部分（性能向上計画認定にあつては認定申請にかかる部分）の床面積が増加又は減少する変更にあつては、増加又は減少する部分（計算対象外及び評価対象外の部分を含み、（ア）又は（イ）の部分を除く。）の床面積。ただし、増加する部分と減少する部分がある場

合は、それぞれの部分の床面積の合計

(エ) 平面計画の変更により、変更前の室と変更後の室の対比が困難な部分として申請者が申し出る部分における変更においては、申請者が申し出る部分の床面積（(ア) から (ウ) までの部分を除く。）

イ 室用途等、外皮及び設備の変更にあつては、7（1）アによる変更の部分を除いた建築物の部分（以下「評価方法、建築物の面積の増減等の変更以外の部分」という。）において、次の（ア）で定義する変更する室（変更した室を含む。以下同じ。）の床面積の合計に次の（イ）で定義する変更割合を乗じて得られる面積とする。

(ア) 変更する室とは、室用途等（建築物の用途並びに室の仕様のうち、用途、面積、天井高及び室指数（室の間口及び室の奥行を含む。）をいう。以下同じ。）の一以上の変更又は外皮、空気調和設備（外皮を除く。以下同じ。）、機械換気設備、照明設備若しくは給湯設備の一以上についての計算の変更（エネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更に伴うものをいう。以下同じ。）を要する室をいう。ただし、次に掲げる a 及び b の室は変更する室としない。

a 変更前、変更後のいずれにおいても外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備の全てについて、エネルギー消費性能の計算に影響しない室

b 評価方法、建築物の面積の増減等の変更以外の部分における、変更に係る全ての室が室用途等の変更のみの場合の当該室

(イ) 変更割合とは、外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備のうち、評価方法、建築物の面積の増減等の変更以外の部分において計算の変更をするものの数を、評価方法、建築物の面積の増減等の変更以外の部分の変更前及び変更後のエネルギー消費性能の計算において計算を要するものの数で除した値をいう。

(ウ) 次に掲げる a から d の変更にあつては、それぞれに定めるところによる。

a 方位の変更は、外皮の変更としない。

b 外皮の変更は、変更する外皮を有する室を変更する室とする。

c 給湯の変更は、給湯箇所（給湯栓設置箇所）の室を変更する室とする。

d 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプの変更は、二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプを設置する室を変更する室とする。

(2) 7（1）の変更部分の床面積の合計が 0 m<sup>2</sup>の場合であつて、計画の変更が次に掲げるアからオのいずれかに該当する場合は、7（1）の規定にかかわらず、変



更部分の床面積の合計を300㎡未満とする（「変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする」とは、手数料条例における変更部分の床面積の合計が300㎡未満のものの区分を適用することをいう。）。

ア 方位、階高の変更

イ 昇降機、太陽光発電設備、コージェネレーション設備の変更

ウ 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプのうち、屋外に設置されるものの変更

エ 室用途等のみの変更

オ その他エネルギー消費性能の計算に影響する変更

## 8 登録性能判定等機関への審査依頼

市長は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（4（3）ア又はイに掲げる書面が添えられたものを除く。）、性能基準適合認定の申請（4（4）アからオに掲げるいずれかの書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請がなされた場合にあつては、適合性判定、性能向上計画認定、性能基準適合認定、性能確保計画軽微変更該当証明書又は性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

## 9 性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請に関する追加説明等

- (1) 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は性能向上計画に不備があり、若しくは性能向上計画の記載事項に不明確な点があるときは、申請者に対して性能向上計画の補正又は追加説明を求めるものとする。
- (2) 市長は、性能基準適合認定の申請に係る建築物が性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は省令第30条第1項に規定する申請書及び図書（以下「性能基準適合申請書」という。）に不備があり、若しくは性能基準適合申請書の記載事項に不明な点があるときは、申請者に対して性能基準適合申請書の補正又は追加説明を求めるものとする。

## 10 軽微変更該当証明書の交付

- (1) 市長は、性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式18による証明書を副本に添えて交付するものとする。
- (2) 市長は、性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式19による証明書を副

本に添えて交付するものとする。

#### 1.1 認定しない旨の通知

- (1) 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その旨及びその理由を記載した様式20による通知書を当該申請者に交付するものとする。
- (2) 市長は、性能基準適合認定の申請に係る建築物が性能基準に適合しないと認めるときは、その旨及びその理由を記載した様式20の2による通知書を当該申請者に交付するものとする。

#### 1.2 認定申請の取り下げ

申請者は、適合性判定、性能向上計画認定又は性能基準適合認定の申請を取り下げようとするときは、様式24による申出書を市長に提出するものとする。

#### 1.3 報告の徴収

- (1) 法第17条第1項の規定により市長が建築主等（法第2条第4項に規定する建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第11条第1項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合は、建築主等は様式28による報告書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長から法第12条第6項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第2項に規定する計画の軽微な変更（省令第29条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式34による報告書の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- (3) 法第21条第1項の規定により市長が建築主等に対して、法第19条第1項各号に掲げる行為に係る建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書は、建築主等は様式29による報告書を市長に提出しなければならない。
- (4) 法附則第3条第10項の規定により市長が建築主等に対して、法附則第3条第1項に規定する特定増改築に係る特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合は、建築主等は様式29による報告書を市長に提出しなければならない。
- (5) 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式30による報告書の正本1通及び副本1通に建築基準法第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」とい

- う。)及び建築士による工事監理報告書又はこれに代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- (6) 性能向上計画認定を受けた者は、前項により難しい場合は、様式31による報告書の正本1通及び副本1通に、検査済証及び工事施工者によるエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- (7) 法第37条により市長が性能向上認定を受けた者に対して、認定を受けた性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合は、性能向上認定を受けた者は様式32による報告書を市長に提出しなければならない。
- (8) 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式33による届出書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその他添付図書を添えたものを、を市長に届け出るものとする。
- (9) 法第43条により市長から性能基準適合認定を受けた者に対して、性能基準適合認定を受けた建築物の性能基準への適合に関する事項に関する報告を求めた場合は、性能向上認定を受けた者は様式36による報告書を市長に提出しなければならない。
- (10) 性能基準適合認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式33による届出書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその他添付図書を添えたものを、市長に届け出るものとする。
- (11) 市長から適合性判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は、当該適合性判定に係る建築物の新築、増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第2面の記載事項に変更があった場合においては、様式36の2による届出書の正本1通及び副本1通を市長に届け出るものとする。

#### 14 指示・命令等

- (1) 市長が法第14条第1項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、様式37による命令書により建築主等に通知するものとする。
- (2) 市長が法第16条第1項の規定に基づき性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するとき、法第19条第2項の規定に基づき同条第1項の届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示するときは、様式

38による指示書により建築主等に通知するものとする。

- (3) 市長が法第16条第2項の規定に基づき同条第1項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき、法第19条第3項の規定に基づき同条第2項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるとき又は法附則第3条第4項の規定に基づき同条第3項の指示に係る措置をとるべきことを命ずるときは、様式39による命令書により建築主等に通知するものとする。
- (4) 市長が法第38条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、様式40による命令書により性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

#### 15 取消しの通知

市長は、法第39条の規定に基づき法第35条第1項の認定を取り消したときは、様式41による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとし、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、様式41の2による通知書により当該建築物の所有者に通知するものとする。

#### 16 その他

この要領に定めるもののほか、法の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年3月26日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。